

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第81号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第130号）

(1) 平成9年度及び平成12年度から平成15年度に係る石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）に関する

次の事項を記載した文書

ア 県人事課面接の目的及び採用に及ぼす影響

イ 採用候補者が知事部局、教育委員会、警察本部へ振り分けられる基準

ウ 内定辞退者への対応に関する文書

(2) 県職員の人事交流

知事部局、教育委員会及び警察本部に採用された者が、他部局又はその他県外郭団体へ出向している人数及び年数

2 本件公開請求に対する決定

(1) 文書不作成による不存在決定

(2) 文書不作成による不存在決定

3 担当課 総務部人事課

4 審査請求等の経緯

(1) H19. 8. 20 公開請求 (4) H19. 12. 5 諒問

(2) H19. 9. 3 不存在決定 (5) H22. 5. 20 答申

(3) H19. 10. 29 異議申立て

5 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>1 平成9年度及び平成12年度から平成15年度県職員採用候補者試験（大学卒程度）について</p> <p>(1) 県人事課面接の目的及び採用に及ぼす影響に関する文書</p> <p>実施機関は、人事委員会が作成した採用候補者名簿の中から知事部局における採用者を決定する目的で面接を実施していると述べていることから、面接の目的等に関する文書を作成していないとの主張は、特段不自然ではない。</p> <p>(2) 採用候補者が知事部局、教育委員会、警察本部へ振り分けられる基準</p> <p>実施機関は、各任命権者が採用候補者名簿の中から、各人の経歴・資格等と雇用主として求める資質・能力等を総合的に勘案して選定しており、選定が重複した場合は3者の調整により決定していると述べていることから、一任命権者が一律の基準で採用候補者を振り分けているわけではないとの主張は、特段不自然ではない。</p> <p>(3) 内定辞退者への対応に関する文書</p> <p>内定辞退者については、職員の任用に関する規則第27条及び第28条で、その処理が定められており、異議申立人が請求する「内定辞退者の対応についてのマニュアル」を作成する必要がないとの実施機関の主張は、特段不合理ではない。</p> <p>2 人事交流に関する文書について</p> <p>実施機関は、職員の出向年数を把握する必要はなかったので、請求に係る文書は作成していないと説明している。</p> <p>異議申立人は、人事記録をたどれば分かるとしているが、石川県情報公開条例第2条における公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものと規定されており、実施機関に新たな文書の作成を義務づけるものではなく、この主張は理由がない。</p>

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第81号

答 申 書

平成22年5月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年8月20日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（1）平成9年度及び平成12年度から平成15年度県職員採用候補者試験（大学卒程度）に関して、

ア 県人事課面接の目的及び採用に及ぼす影響

イ 採用候補者が知事部局、教育委員会、警察本部へ振り分けられる基準

ウ 内定辞退者への対応に関する文書（希望しない所からの内定を辞退した場合、希望する所から内定をもらうことができるのか。）

（2）県職員の人事交流に関して、

ア 知事部局に採用された人が、教育委員会、警察本部、その他県の外郭団体に出向している人数及び年数

イ 教育委員会に採用された人が、知事部局、警察本部、その他県の外郭団体に出向している人数及び年数

ウ 警察本部に採用された人が、知事部局、教育委員会、その他県の外郭団体に出向している人数及び年数

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年9月3日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

請求に係る文書を作成していないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年10月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成19年12月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、質問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成9年度及び平成12年度から平成15年度県職員採用候補者試験（大学卒程度）について

請求に係る文書を作成していないというのであれば、県職員の採用という重要事項について、全て口頭で選考が行われ、文書で選考を行っていないことになるが、そのようなことは考えられない。

公文書公開請求書に記載した標題どおりの文書は不存在であるとしても、これに類する文書は存在するはずである。

特定年度の職員採用候補者試験について、どのような選考を経て、特定部局から内定を通知されたのか知りたいため公開請求をしたもので、内定辞退者への対応に関する文書（マニュアル）は存在するはずである。

知りたい情報があったとしても、文書化されていないと公開されないことになり、条例第1条に規定された目的に反するものである。

(2) 人事交流に関する文書について

人事記録をたどれば分かることである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書からみると、おおむね次のとおりである。

1 平成9年度及び平成12年度から平成15年度県職員採用候補者試験（大学卒程度）について

(1) 県人事課面接の目的及び採用に及ぼす影響に関する文書

地方公務員法第17条ないし第21条の規定では、競争試験により職員を採用する場合は、人事委員会が作成する採用候補者名簿の中から採用することとされており、実施機関においては、この名簿のうちから知事部局における採用を決定するため面接を実施している。したがって、面接の目的及び採用に及ぼす影響については自明のことであり、あえて文書を作成する必要のないものである。

(2) 採用候補者が知事部局、教育委員会、警察本部へ振り分けられる基準

職員の採用にあたって、知事部局、教育委員会及び警察本部の各任命権者はそれぞれ採用候補者名簿の中から、各人の経歴、資格等と新規採用者に求める資質・能力等を総合的に勘案して、採用候補者を選定しており、重複した場合は、3者の調整の上決定している。このような過程では、一任命権者が、一律の基準により、一方的に採用候補者を振り分けているわけではないので、「振り分けられる基準」は作成していない。

(3) 内定辞退者への対応に関する文書

採用候補者が辞退した場合、「職員の任用に関する規則」（昭和27年人事委員会規則第4号）第27条及び第28条の規定によって処理することとなるので、別に対応マニュアル等を作成する必要がないものである。

なお、この規定によれば、特定の任命権者からの内定を辞退した場合も、他の任命権者から採用される余地はあるものと解される。

2 人事交流に関する文書について

これまで、各出向者の出向年数を把握する必要がなかったことから、当該資料を作成したことではない。

異議申立人は、「異議申立ての理由」において、「人事記録をたどれば分かることである。」と記載しているが、情報公開制度は、実施機関が現に保有する公文書につき公開請求する権利を認めるもので、新たな作為を求めるることはできないと解される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

- (1) 平成9年度及び平成12年度から平成15年度県職員採用候補者試験（大学卒程度）に係る、県人事課面接の目的及び採用に及ぼす影響、採用候補者が知事部局、教育委員会、警察本部へ振り分けられる基準及び内定辞退者への対応に関する文書である。
- (2) 知事部局、教育委員会及び警察本部に採用された職員が、他部局及び県外郭団体へ出向していた期間に関する文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

- (1) 平成9年度及び平成12年度から平成15年度県職員採用候補者試験（大学卒程度）について
 - ア 県人事課面接の目的及び採用に及ぼす影響に関する文書
実施機関は、人事委員会が作成した採用候補者名簿の中から知事部局における採用者を決定する目的で面接を実施していると述べていることから、面接の目的等に関する文書を作成していないとの主張は、特段不自然ではない。
 - イ 採用候補者が知事部局、教育委員会、警察本部へ振り分けられる基準
実施機関は、各任命権者が採用候補者名簿の中から、各人の経歴・資格等と雇用主として求める資質・能力等を総合的に勘案して選定しており、選定が重複した場合は3者の調整により決定していると述べていることから、一任命権者が一律の基準で採

用候補者を振り分けているわけではないとの主張は、特段不自然ではない。

ウ 内定辞退者への対応に関する文書

内定辞退者については、職員の任用に関する規則第27条及び第28条で、その処理が定められており、これによると、勤務庁が志望と異なっていることを理由に辞退した場合、人事委員会において、志望にかなった提示ができるまで任用候補者の提示が延期されることになっている。したがって、異議申立人が請求する「内定辞退者の対応についてのマニュアル」を作成する必要がないとの実施機関の主張は、特段不合理ではない。

(2) 人事交流に関する文書について

実施機関は、職員の出向年数を把握する必要はなかったので、請求に係る文書は作成していないと説明している。

異議申立人は、人事記録をたどれば分かるとしているが、条例第2条における公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものと規定されており、実施機関に新たな文書の作成を義務づけるものではなく、異議申立人の主張は受け入れられない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 19 年 12 月 5 日	○ 質問を受けた。(質問案件第 130 号)
平成 20 年 1 月 8 日	○ 実施機関(総務部人事課)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 2 月 20 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 10 月 22 日 (第 184 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 22 年 1 月 15 日 (第 189 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 22 年 1 月 29 日 (第 190 回審査会)	○ 事案の審議を行った。